

まごころ銀行助成金交付要領

(目的)

第1条 松野町内における住民主体の地域づくりやボランティア活動に対し、まごころ銀行助成金を交付することにより、地域における信頼関係に基づいた社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業の内容)

第2条 対象となる事業は、社会福祉の向上を目的とした次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の一員として自立した日常生活を営むことを支援するため、地域の生活課題の解決、緩和をめざす事業
- (2) 高齢者や障害者、こども等への身近な福祉サービスや支援に関する事業
- (3) 地域づくりや信頼関係に基づいたコミュニティの形成をめざす事業
- (4) 福祉と保健、医療、教育の連携促進に関する事業
- (5) その他社会福祉の向上に関する事業

2 ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、助成を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的または政治的宣伝意図を有する団体による事業
- (3) 公序良俗に反する団体による事業
- (4) 原則的に、国・県・または町からの公的助成を受けている事業
- (5) 人件費、飲食代、会員の研修旅行費等
- (6) 部落や組が行う公民館、集会所等への単なる備品整備など
- (7) 同じ団体、且つ同じ内容で反復的に行われる事業

(実施期間)

第3条 事業は、原則として事業実施年度の3月末までの間において、完了するものとする。

2 ただし、審査会が特別に認めた場合は、この限りではない。

(助成額)

第4条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 一団体当たり 20万円以内 予算総額 40万円 助成率 9/10 とする。

(助成対象団体)

第5条 助成を行なう団体は次のとおりとする。

- (1) 松野町に活動拠点を有するボランティア団体や住民組織であること。
- (2) 住民組織とは、自治会、町内会、婦人団体、老人クラブ、青少年団体、協議会、産業団体などの地域に根ざした活動を行なっている組織をいう。

(事業助成応募の手続き)

第6条 事業の助成を受けようとする団体は、次の書類を期日までに提出し、本会に応募するものとする。

- (1) 応募申込書
- (2) 団体の活動状況がわかるもの(団体の会則・規約、決算書等)
- (3) その他会長が必要とするもの

(選考及び助成先の決定)

第7条 提出のあった応募については、松野町社会福祉協議会理事会が実施する審査会において選考し、決定するものとする。

- (1) 意見の聴取等

提出のあった応募については、行政機関の意見を聴取し、事業に重複がないか等、審査の参考とする。なお、関係法令等に違反する提案や、本会が行なう助成事業としてそぐわない提案は、審査会前に不採用とすることが出来るものとする。

- (2) 審査会

審査会においては、応募書類を基に下記の基準により審査し、決定する。

- ①地域貢献性 住みよい地域をめざすもの
- ②実現性 計画の意図や内容が実現できる可能性の高いもの
- ③発展性 助成後も活動の発展があり、波及効果が見込めるもの
- ④妥当性 費用の使途及び金額が事業内容からみて妥当なもの

2 必要に応じ、助成要望者に審査会への出席を求め事業について説明を求めることが出来るものとする。

3 予算を超える応募があった場合は、総合的に評価し、順位を付し、下位の場合は事業対象としないことが出来る。

(情報公開)

第8条 採択された事業については、当該事業の概要及び団体の名称を公表するものとする。

(実施細則)

第9条 この要領の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(付則)

この要領は、平成21年5月28日から施行する。

この要領は、平成22年5月24日から施行する。

この要領は、平成23年4月27日から施行する。

この要領は、平成24年5月29日から施行する。

この要領は、平成25年5月28日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月23日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項第2号の規定

については、平成 27 年 7 月 8 日から適用する。
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。